

様式改訂のお知らせ

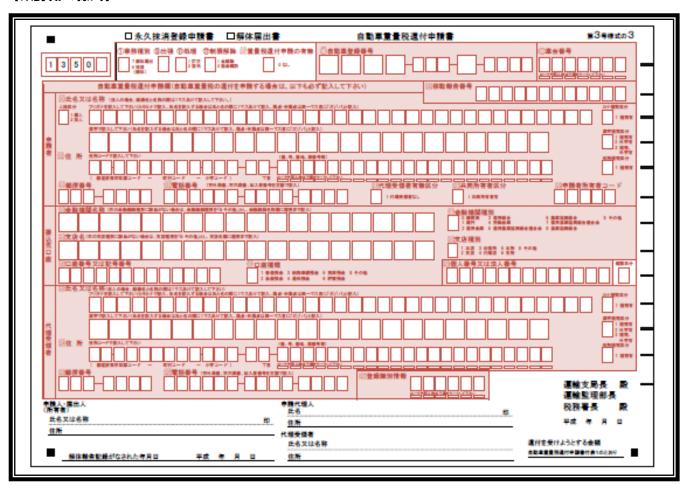
~自動車重量税還付申請書~

国 税 庁 田 土 交 通 省

平成 28 年1月以後に提出する自動車重量税還付申請書については、社会保障・税番号制度の導入により、「個人番号又は法人番号」を記載していただく必要があります。「個人番号又は法人番号」の記載欄が追加された改訂後の様式については、以下をご参照ください。

なお、社会保障・税番号制度の概要については、裏面をご参照ください。

【改訂後の様式】



【変更点】

申請者の「個人番号(12 桁)又は法人番号(13 桁)」を以下のように記載することとなります。

1234567890123

※記載例は、申請者が**法人**の場合と なります。

社会保障・税番号制度について

社会保障・税番号制度の概要

- 社会保障・税制度の効率性・透明性を高め、国民にとって利便性の高い公平・ 公正な社会を実現することを目的として、社会保障・税番号制度(マイナンバー 制度)が導入されます。
- 〇 平成 27 年 10 月から、個人番号・法人番号が通知され、平成 28 年 1 月から順次利用が開始されます。
- 税分野では、申告書や法定調書など、税務署に提出する税務関係書類に個人番号・法人番号を記載することによって、税務行政の効率化及び納税者サービスの向上などが期待されています。

申請書を提出する際に、本人確認が必要になります!

- 個人番号を記載した申請書を提出する際は、本人確認(番号確認及び身元確認) が必要となるため、本人確認書類を提示又は本人確認書類の写しを申請書に添付 していただく必要があります。
- ≪本人確認を行うときに使用する書類の例≫
- 1 個人番号カード(番号確認と身元確認)
- · 通知カード(番号確認)+運転免許証、パスポートなど(身元確認)

医各番号 花子

通知力ード (イメージ)





個人番号カード (イメージ)



- 代理人(申請者からの委任により申請書を提出する者)が個人番号を記載した申請書を提出する際は、①代理権の確認、②代理人の身元確認、③本人の個人番号確認が必要になります。
- ≪本人確認を行うときに使用する書類の例(代理人提出)≫ 委任状(代理人確認)+代理人の運転免許証など(代理人の身元確認) ▼十本人の個人番号カードの写し(本人の個人番号確認)

社会保障・税番号制度の詳細やお問い合わせ

社会保障・税番号制度の最新情報やお問い合わせはこちら

内閣官房「社会保障・税番号制度」ホームページ
http://www.cas.go.jp/jp/seisaku/bangoseido/index.html

(マイナンバー)

マイナンバーコールセンター (マイナンバー総合フリーダイヤル) 0120-95-0178

※ 平日9時30分~22時00分 土日祝日9時30分~17時30分(年末年始12月29日~1月3日を除く)

国税に関する社会保障・税番号制度(法人番号を含む)の最新情報はこちら

国税庁ホームページのトップページ上段の 臓臓臓ががいる をクリック http://www/nta.go.jp/mynumberinfo/index.htm 最新情報は、随時更新しますので、お知らせコーナーをご覧ください。

